

群馬県立女子大学教職課程運営委員会規程

(設置)

第1条 教育職員免許状取得に関する事項を全学的に統括するため群馬県立女子大学文学部に群馬県立女子大学教職課程運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 文学部長
- (2) 各教科の指導法を除いた「教職に関する科目」を担当する専任教員
- (3) 教育職員免許法に規定する認定課程を有する学科の長
- (4) 文学部教務委員長
- (5) 教育職員免許法に規定する認定課程を有する学科の教務委員（前号までに掲げる者を除く。）

2 委員会は、審議の必要により、臨時委員を置くことができる。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には文学部長をもって充てる。
- 3 副委員長には第2条第1項第2号に掲げる者のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議の定足数)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第5条 委員会は、教育職員免許状取得に関する事項について審議する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、教務係で処理する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。